香川県住民基本台帳ネットワークシステムに係る情報セキュリティ監査仕様書

1 業務名

香川県住民基本台帳ネットワークシステムに係る情報セキュリティ監査業務

2 業務の目的

香川県を対象とした住民基本台帳ネットワークシステム監査を行うことで、住民基本台帳ネットワークシステムの運営に関して県の整備する管理体制が、国の定める基準等に準拠して、適切に実施されていることを、第三者の評価を通じて県が確認する。

3 発注部署

香川県政策部自治振興課(行政・公務員グループ) TEL 087-832-3093 FAX 087-831-4358

4 監査対象

香川県が整備・運用する領域の住民基本台帳ネットワークのうち、以下の部分を対象とする。

- ① 代表端末 1台(香川県庁舎内に設置)
- ② 業務端末 3台(うち1台は香川県庁舎内、2台は県下の各出先機関に設置)
- ③ 県設置のルータ等の通信制御機器(都道府県ネットワーク機器を除く)
- ④ 代表端末及び業務端末間の県内ネットワーク (通信事業者から借上げた回線部分を除く)

なお、業務端末の設置場所は以下のとおりである。

- ・香川県庁舎(1台)(高松市番町四丁目1番10号 本館8階)
- ・県税事務所(1台)(高松市松島町一丁目17番28号 高松合同庁舎2階)
- ・パスポートセンター (1台) (高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟 2階)

5 業務の内容

(1) 実施内容と手順

「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年6月10日総務省告示第334号)」に掲げられている事項(市区町村のみが対象となる項目など本県が対象としない部分を除く。)に係る管理体制について、総務省から配布された「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表 都道府県版」に基づき県が実施した自己点検及び内部監査の妥当性を、第三者として評価(質問/査閲/視察などを含む)する。

監査の形態は助言型とし、管理体制及び管理手続きに改善が必要と思われる事項が存在する場合には、改善の方向性について提案を行う。

(2) 結果の報告

調査項目ごとの確認結果、発見された問題点について、監査報告書として取りまとめ報告を行う。また、改善すべき事項がある場合は、改善計画書により、改善の方向性について提案を行うこと。監査報告書及び改善計画書は、原則として A4 判縦型とし、特に様式は定めない。また、宛名は、「香川県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ統括責任者」とすること。

最終報告の際に、セキュリティ統括責任者が求める場合は、監査報告書の説明会を開催 すること。

(3)業務の範囲

この業務は、住民基本台帳ネットワークシステムの運営に関する県の管理体制の有効性についての検証を行うものではない。したがって、この業務によって委託者に、情報セキュリティ事故が発生しないことを含め、いかなる保証を要請するものではない。

6 監査の実施方法

- ① 監査実施計画策定
- ② インタビュー及び現地視察(3日程度)
- ③ 監査成果物の納品

なお、詳細な監査日程については契約締結後、県担当者及び各出先機関と調整のうえで 決定する。

7 監査人チームについて

- (1) 監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。
- (2) 監査の品質の保持のため監査品質管理責任者、監査品質管理者等の監査品質管理 体制をつくること。
- (3) 監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験(地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績)を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が 1人以上含まれていること。

ア システム監査技術者

- イ 公認情報システム監査人 (CISA)
- ウ 公認システム監査人
- エ ISMS 主任審査員
- オ ISMS 審査員
- カ 公認情報セキュリティ主任監査人
- キ 公認情報セキュリティ監査人
- (4) 監査チームには、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績(実務経験) を有する専門家が1人以上含まれていること。
 - ア 情報セキュリティ監査
 - イ 情報セキュリティに関するコンサルティング

ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング(支援を含む)

- (5) 監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。
- 8 監査成果物と納品方法
- (1) 監査成果物
 - 監査実施計画書
 - ・監査報告書(改善提案含む)
 - ・監査報告書の概要版
- (2)納品方法
 - 紙媒体 1部
 - ・電子媒体 1部
- 9 業務の期間

契約締結日から令和7年3月19日 (※監査成果物の納品を含む。)

10 委託料及び支払時期 監査成果物を納品後、契約金額の一括請求により支払う。

11 その他

- ① 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た事実等を本県の了承なく他に開示し、又は自己の利益のために利用しないこと。
- ② 本監査を実施する場合、本県と綿密な打合せを行うこととし、本仕様書に定めのない 細目事項については、その都度、本県と協議して定めるものとする。